

利用の申請について

●申込み受付期間

ホールを本番目的で利用（本番日に連続する仕込み、リハーサルを含む）する場合は、原則として利用日の属する月の12月前（1日が月曜日の場合は、翌2日火曜日から受付開始）から該当利用日の1月前までの間に受付いたします。 ※あじさいホール、会議室等は3日前まで受付可
さくらホール及びつばきホールを練習目的で利用（本番日に連続しない、単独にて）する場合は、利用日の属する月の6月前（1日が月曜日の場合は、翌2日火曜日から受付開始）から該当利用日の1月前までの間に受付いたします。

（例）令和4年10月23日に練習利用する場合 → 令和4年4月1日から利用申請を受付

●受付順位の決定

受付開始日に申請者多数の場合は、午前9時までの来館者で受付順位の抽選を行います。
午前9時以降は、到着順に受付いたします。

●申請方法

会館にお越しいただき、所定の申請書に記入してお申し込みください。

その際、催し物の内容、入場料金、開演・終演時間、会場責任者等について記入していただきますので、予めご検討(予定で構いません)ください。なお、電話や郵送での申込みはお受けできません。

●利用期間

原則として同一の主催者が引き続いて利用できる期間は6日間までです。なお、休館日を挟んで利用する場合は、休館日は日数に含みません。

●その他

令和4年度の下記期間において、「新型コロナウイルスワクチン」の接種会場としての利用が予定されていますので、この期間の利用申請は受付いたしません。

予定期間／令和4年7月1日(金)～10月30日(日)

※この期間は、あじさいホールの利用申請ができません。

※受付開始日の利用申請抽選において、7～10月はあじさいホールの受付はいたしません。

※ワクチンの接種状況等により、この予定が変更となる可能性があります。その際は、幸田町民会館ウェブサイトでお知らせしたのち、受付を開始する事もあります。

ご迷惑をおかけいたしますが、あらかじめご了承ください。